

介護老人福祉施設の指定の更新について

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正に伴い、新たに更新制度が導入され、指定介護老人福祉施設開設者にあつては、一定期間(原則 6 年)毎、に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、同法の当該施設としての位置付けがなくなり、介護報酬の請求も出来なくなります。

このため、有効期間の満了前に対象となる施設の開設者は、新たに指定の更新手続きが必要となります。更新の申請受付等につきましては、本市より送付する案内文書にてご連絡させていただきます。

〔併設居宅サービスについて〕

指定介護老人福祉施設と併設する指定短期入所生活介護については、本体施設である指定介護老人福祉施設の更新申請とは別に手続きが必要となります。

〔更新手数料について〕

指定介護老人福祉施設の指定更新について、平成 24 年 10 月 1 日より手数料として 16,000 円をご負担いただくこととなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、手数料の納付時期等につきましても、本市より送付する案内文書にてご連絡させていただきます。

〔指定更新手続提出書類について〕

書類番号	必要書類
1	申請書チェックリスト
2	介護保険施設指定(開設許可)申請書(第 10 号様式)
3	質問兼告知書(チェックシート)
4	介護老人福祉施設の指定に係る記載事項(付表 13)
5	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(原本照合要)
6	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
7	役員名簿
8	当該施設に勤務する介護支援専門員一覧
9	介護保険法第 86 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)
10	指定書または特別養護老人ホーム設置認可書の写し(原本照合要)

※更新申請時に、変更届出を同時に行う場合は別途届出が必要となります。

申請書チェックリスト

(施設名:)

(担当者氏名:)

このチェックリストにより、作成された申請書類及び添付書類に漏れがないか確認の上、申請してください。

確認欄	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	介護保険施設指定(開設許可)更新申請書	様式第10号
<input type="checkbox"/>	質問兼告知書(チェックシート)	
<input type="checkbox"/>	介護老人福祉施設の指定に係る記載事項	付表13
<input type="checkbox"/>	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※申請日の直近月の実績分	※原本照合要
<input type="checkbox"/>	介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表	
<input type="checkbox"/>	役員の名簿	
<input type="checkbox"/>	当該施設に勤務する介護支援専門員一覧	
<input type="checkbox"/>	介護保険法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	
<input type="checkbox"/>	指定書または特別養護老人ホーム設置認可書の写し	※原本照合要